

# 奈良県公報

## 目次

ページ

### 〈規則〉

○奈良県住みよい福祉のまちづくり  
条例施行規則の一部を改正する規  
則

一

## 規則

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す。  
る。

平成十六年十月二十九日

奈良県知事 柿本善也

### 奈良県規則第十五号

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年七月奈良県規則第十二号）  
の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改め、同条第八号中「植物園  
の下に「その他公園（前号の都市公園を除く。）に類する施設」を加える。

第三条第一項中「場合又は」を「として知事が認める場合にあつては当該基準に係る  
事項、」に、「若しくは構造、地形若しくは」を「又は構造、地形又は」に改め、「、  
事業者の負担の程度」を削り、「は、当該同等以上に安全で快適に利用できる事項又は  
」を「あつては」に改め、同項第一号中「建築物（」の下に「第五号に規定する公共交

通機関に係るものを除き、」を加え、同号ア中「建築物」の下に「（一の建築物につい  
て二以上の構えを成す場合は、各構えについていう。）」を加え、同号中イを削り、ウ  
をイとし、同号エ（1）中「避難階又は地上へ通ずる直通階段」を「主たる階段」に改め、  
同号中エをウとし、同号オ（2）中「まで若しくは」を「まで又は」に改め、「又は新設し、  
若しくは大改良を行う駅」を削り、同号中オをエとし、カをオとし、キをカとし、カの  
次に次のように加える。

キ 一以上の便所（第三号に規定する公園に係るものを除く。）は、次に定める構  
造等とすること。

(1) 障害者、高齢者等が利用できる設備等を設けること。

(2) 次に掲げる建築物（これらの床面積の合計が千平方メートル以下のものを除  
く。）の便所又は公衆便所には、乳幼児いすその他乳幼児を座らせることがで  
きる設備（以下「乳幼児いす等」という。）及び乳幼児ベッドその他乳幼児の  
おむつの交換をすることができる設備（以下「乳幼児ベッド等」という。）を  
設けること。

(一) 博物館、美術館、図書館、病院、診療所、公会堂、集会場、劇場、映画館、  
演芸場、観覧場、展示場、飲食店及び物品販売業を営む店舗

(二) 次条第二号アに掲げる建築物

(3) 次に掲げる建築物（これらの床面積の合計が一万平方米以下のもを  
除く。）の便所には、人工肛門又は人工膀胱を使用している者（以下「オスト  
メイト」という。）のための設備を設けること。

(一) (2)(一)に掲げる建築物

(二) 次条第二号アに掲げる建築物

第三条第一項第一号中クを削り、ケをクとし、同号コ中「誘導するための床材」を「  
誘導するための線状の突起のついたブロックその他これに類するもの」に、「色の床材  
」を「色のもの」に、「床材に」を「ものに」に、「誘導用床材」を「線状ブロック等  
」に、「喚起するための床材」を「喚起するための点状の突起のついたブロックその他  
これに類するもの」に、「注意喚起用床材」を「点状ブロック等」に、「を敷設し」を  
「及びこれらを組み合わせたもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を敷  
設し」に改め、同号中コをケとし、ケの次に次のように加える。

コ 次に掲げる建築物（これらの床面積の合計が五千平方メートル以下のものを除

く。)には、乳児の授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設けること。

(1) キ(2)に掲げる建築物

(2) 次条第二号アに掲げる建築物

サ ホテル又は旅館(客室の数が五十室以下のものを除く。)の客室のうち一以上は、障害者、高齢者等の利用に配慮したものとすること。

シ ホテル若しくは旅館(これらの床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。)又は公衆浴場に設ける浴室又はシャワー室及びこれらに附属する脱衣室(ホテル又は旅館の客室に設けるものを除く。)は、障害者、高齢者等が利用することができるものとすること。

ス ホテル又は旅館(これらの床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。)の避難に関する誘導設備は、障害者、高齢者等の避難に関して配慮したものとすること。

第三条第一項第二号イ中「には、段差を設けない」を「は、障害者、高齢者等に配慮した構造とする」に改め、同号ウ中「誘導用床材又は注意喚起用床材」を「視覚障害者誘導用ブロック」に改め、同項第三号カ中「誘導用床材若しくは注意喚起用床材」を「視覚障害者誘導用ブロック」に改め、同号中カをクとし、オの次に次のように加える。

カ ベンチ及び野外卓は、障害者、高齢者等が利用できる仕様のものを適切な場所に設置すること。

キ 駐車場は、一以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。

第三条第一項に次の一号を加える。

五 公共交通機関の施設

ア 公共用通路(第二条第三号に規定する駅及び同条第四号に規定するバスターミナル(以下「旅客施設」という。)の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、当該旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)と高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第二条第六項に規定する車両等の乗降口との間の経路であって、障害者、高齢者等の円滑な通行に適するもの(以下「移動円滑化された経路」という。)を、次に定めるところにより、乗降場ごとに一以上設けること。

(1) 移動円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレ

ベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難な場合は、車いす使用者の円滑な利用に適したエスカレーター又は他の昇降機をもってこれに代えることができる。

(2) 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路(5)に規定するものに限る。)又はエレベーター(6)に規定するものに限る。)を利用することにより障害者、高齢者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前号の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

(3) 出入口は、障害者、高齢者等が通過できる幅等を確保すること。

(4) 通路は、障害者、高齢者等が通過できる幅等を確保すること。

(5) 傾斜路は、障害者、高齢者等が利用できる構造とすること。

(6) エレベーターは、障害者、高齢者等が利用できる構造とすること。

(7) エスカレーターは、障害者、高齢者等が利用できる構造とすること。

イ 通路、傾斜路、階段又は視覚障害者誘導用ブロックを設ける場合は、障害者、高齢者等に配慮した構造とすること。

ウ 運行情報提供設備、標識、移動円滑化のための主要な設備等の案内を設ける場合は、障害者、高齢者等が利用できるものとすること。

エ 便所は、障害者、高齢者等が利用できる構造とすること。

オ 一以上の改札口は、障害者、高齢者等が通過できる幅等を確保すること。

カ 乗降場は、障害者、高齢者等が利用できる構造とすること。

キ 一以上の乗車券等販売所、待合所及び案内所、券売機又は休憩設備は、障害者、高齢者等が利用できる構造とすること。

第三条第二項の表に次のように加える。

公共交通機関	別表第五
関の施設	

第四条第一号ア中「学校」の下に「その他これに類するもの」を加え、同号ウ中「有料老人ホーム」の下に「その他これらに類するもの」を加え、同号エ中「母子福祉施設

「の下に「その他これらに類するもの」を加え、同号オ中「(病床を有しないものを除く。)」を「その他これらに類するもの」に改め、同号カ中「集会場」の下に「その他これらに類するもの」を加え、同号ケ中「飲食店又は」を「飲食店、」に改め、「店舗」の下に「又はサービス業を営む店舗」を加え、「五百平方メートル」を「二百平方メートル(飲食料品を中心とした最寄り品の小売及び各種公共料金等の収納代行等のサービスを提供する店舗で、長時間営業を行うものにあつては、百平方メートル)」に改め、同号コ中「旅館」の下に「その他これらに類するもの」を加え、同号ソ中「及び」を「に併せて」に改め、同号中ソをタとし、セの次に次のように加える。

ソ 公衆便所

第四条第二号エ中「第六条第二項」を「第二条第四号」に、「第一種電気通信事業」を「電気通信事業」に改め、同号オ中「第十条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業」を「第十条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事業、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項各号に掲げる営業又は貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項本文に規定する貸金業」に改め、同号カを削り、同号キ中「カ」を「オ」に改め、同号クを同号カとし、同条第三号中「第八号」を「第七号」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二条第八号に掲げる施設のうち、遊園地、動物園又は植物園

第五条中「第一号様式」の下に「、建築物別概要追加様式(第一号様式の二)」を加え、同条の表配置図の項中「建築物」を「建築物及び公共交通機関の施設」に改め、「他の建築物」の下に「又は建築物の部分」を、「別」の下に「敷地及び建築物等の高低」を加え、「幅員、」を「幅員並びに第三条第一項第一号に規定する設備(公共交通機関の施設にあつては、同項第五号に規定する設備)の位置及び幅又は寸法若しくは仕様、」に改め、同表各階平面図の項中「建築物」の下に「及び公共交通機関の施設」を加え、「用途及び主要部分の寸法」を「用途、主要部分の寸法及び床の高低差並びに第三条第一項第一号に規定する設備(公共交通機関の施設にあつては、同項第五号に規定する設備)の位置及び幅又は寸法若しくは仕様」に改める。

第七条中「整備基準」の下に「(第三条第一項ただし書の整備基準に適合させる場合と同等以上に安全で快適に利用できる」として知事が認める場合は、当該基準)」を加える。

第十一条中「(アを除く。)」を削り、「第十六条まで及び」を「第十六条まで、第

十九条、」に改め、「第二十条第一項」の下に「第二十一条及び第二十三条第二項」を加える。

別表第一建築物の出入口及びそれに至る通路の項1中「空地(建築基準法第43条第一項ただし書に規定する空地に限る。)」を「公園、広場その他の空地(「この項1に次のただし書を加える。))」に改める。

ただし、地形の特殊性により適合させることが困難である場合は、「道又は公園、広場その他の空地(以下これを「道等」という。))とあるのは、「当該建築物の再寄せ」とする。

別表第一建築物の出入口及びそれに至る通路の項1(2)中「粗面とし、又は滑りにくい」を「滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる」に改め、同項(2)「特殊構造昇降機(建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は)」を「特殊構造昇降機(「」及び「建設大臣が定める基準に適合する昇降機」や「昇降機」に改め、同項(4)中「手すり」を「傾斜路(勾配が20分の1を超えるものに限る。(8)において同じ。))には手すり」に改め、同項(2)中「粗面とし、又は滑りにくい」を「滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる」に改め、同項(2)中「注意喚起用床材」を「点状ブロック等」に、「及び寄宿舍の場合を除く。))」を「、寄宿舍及び駐車場その他の視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。))」に改め、同項(2)に次のただし書を加える。

ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。

別表第一建築物の出入口及びそれに至る通路の項3中「誘導用床材」を「線状ブロック等」に、「及び寄宿舍の場合を除く。))」を「、寄宿舍及び駐車場その他の視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。))」に改め、同項(2)に次のただし書を加える。

ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。

別表第一建築物の出入口及びそれに至る通路の項4中「注意喚起用床材」を「点状ブロック等」に、「及び寄宿舍の場合を除く。))」を「、寄宿舍及び駐車場その他の視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。))」に改め、同項(2)に次のただし書を加える。





<p>浴室、シャワー室及び脱衣室</p>	<p>第3条第1項第1号シに掲げる建築物の浴室又はシャワー室及び附属する脱衣室は、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)を、次に掲げる構造及び設備を有するものとする。</p> <p>(1) 出入口は、居室の出入口の項に規定する構造とすること。ただし、やむを得ず段差を設ける場合には、インターホンを設け介助者が常駐すること。</p> <p>(2) 車いす使用者が利用可能な広さを有すること。</p> <p>(3) 洗いの床面から浴槽の縁の上端までの高さは、40センチメートルから45センチメートルまでとすること。</p> <p>(4) 浴槽及び洗いの場に手すりを設けること。</p>	<p>第3条第1項第1号シに掲げる建築物の浴室又はシャワー室及び附属する脱衣室は、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)を、次に掲げる構造及び設備を有するものとする。</p> <p>(1) 出入口は、居室の出入口の項に規定する構造とすること。ただし、やむを得ず段差を設ける場合には、インターホンを設け介助者が常駐すること。</p> <p>(2) 車いす使用者が利用可能な広さを有すること。</p> <p>(3) 洗いの床面から浴槽の縁の上端までの高さは、40センチメートルから45センチメートルまでとすること。</p> <p>(4) 浴槽及び洗いの場に手すりを設けること。</p>
<p>(3) 客室内には、次に掲げる構造及び設備を有する浴室を設けること。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。</p> <p>(4) 点滅機能及び音声誘導機能を備えた非常警報装置を設けるなど、視覚障害者及び聴覚障害者の避難上の配慮をしたものとする。</p> <p>(5) 客室の入口の扉にドラスコープを設ける場合は、一般用のものに加え、車いす使用者が利用できるものを設けること。</p>	<p>(5) シャワー用の区画に手すりを設けること。</p> <p>(6) シャワー用の区画に高さ40センチメートルから45センチメートルまでの腰掛け台を設けること。</p>	<p>「フラット方式」や「セミフラット型を標準」又は「幅員」や「有効幅員」又は「平たん」や「舗装は、平たん」又は「には、段差を設けない」や「は、視覚障害者の識別性及び車いす使用者等の通行性の両者に配慮した構造とする」又は「は、視覚障害者の識別性及び車いす使用者等の通行性の両者に配慮した構造とする」又は「は、視覚障害者の識別性及び車いす使用者等の通行性の両者に配慮した構造とする」又は「は、視覚障害者の識別性及び車いす使用者等の通行性の両者に配慮した構造とする」。</p> <p>5 縦断勾配は、5パーセント以下(地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下)とすること。ただし、車道部の縦断勾配が8パーセントを超える場合を除く。</p> <p>6 歩行者が通行する部分には、できるだけ排水溝を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず設ける場合は、当該排水溝等にふたを設けてつえ及び車いすの車輪等が落ちない構造のものとする。</p> <p>3 車止めさくを設ける場合は、標準90メートル間隔で設置し、その前後には1.5メートル以上の水平な部分を設けること。</p> <p>ただし、有効幅員が1.8メートル未満の場合には、有効幅員1.8メートル以上のすれ違い箇所を適宜設けること。</p> <p>(4) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中に1.5メー</p>

<p>トル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等により園路上に水平部分を確保できない場合は、園路際に車いす使用者等の退避スペースを設置すること。</p> <p>(6) 縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員1.2メートル以上、段差2センチメートル以下とし、すりつけ勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(7) 必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>別表第三園路の項の「注意喚起用床材」と「点状ブロック等」は、傾斜路に設けることとする。</p> <p>(6) 階段の寸法は、けあげ1.5センチメートル以下、踏面3.5センチメートル以上、けこみ2センチメートル以下とし、同一階段では各寸法は、一定とすること。</p> <p>(7) 階段の起点、終点及び高さ2.5メートル以下ごとに1.2メートル以上の水平な部分を設けること。</p> <p>別表第三園路の項の「(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)」を設けることとする。</p> <p>(5) 次に掲げる構造及び設備を有する便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を1以上設けること。</p> <p>ア 車いす使用者が利用可能な広さを有すること。</p> <p>イ 出入口の幅は、8.5センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口を引き戸(構造上引き戸とすることができない場合には、外開き戸)とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。</p> <p>エ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>オ 洋風便器を設けること。</p> <p>カ 便器の両側に手すりを設けること。</p> <p>キ くつべら式、光感知式等による大便器洗浄装置を設けること。</p> <p>ク 床は、平坦なとすること(水勾配を設ける場合で車いす使用者が利用する際に支障とならない場合を除く。)</p> <p>別表第三園路の項の「」を設けることとする。</p>	<p>(6) 車いす使用者用便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。</p> <p>別表第三園路の項の「」を設けることとする。</p> <p>(7) 便所に1以上(車いす使用者用便房に設けるものを除く。)は、洋風便器の便房を設けること。</p> <p>(8) 子どもの遊び場周辺等に便所を設置する場合は、子どもが利用しやすい便器(便座)及び手洗い器を設置すること。</p> <p>(9) 乳幼児連れの利用の多い場所では、次に掲げる便所とすること。</p> <p>ア 1以上の便房には、乳幼児いす等を設け、便房の出入口付近にその旨を標示すること。</p> <p>イ 乳幼児ベッド等を設けること(便所以外の場所に設ける場合を除く。)</p> <p>別表第三園路の項の「」を加える。</p> <table border="1" data-bbox="633 1228 836 2155"> <tr> <td data-bbox="633 1228 836 1503"> <p>水飲み場、ベンチ及び野外卓等</p> </td> <td data-bbox="633 1503 836 2155"> <p>1 水飲み場は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のものとする。</p> <p>2 ベンチ及び野外卓は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="138 1228 633 1503"> <p>駐車場</p> </td> <td data-bbox="138 1503 633 2155"> <p>1 車いす使用者用駐車施設は、全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)に2を加えた数以上とすること。</p> <p>2 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 主要な経路となる園路に接続した出入口に最も近</p> </td> </tr> </table>	<p>水飲み場、ベンチ及び野外卓等</p>	<p>1 水飲み場は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のものとする。</p> <p>2 ベンチ及び野外卓は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のものとする。</p>	<p>駐車場</p>	<p>1 車いす使用者用駐車施設は、全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)に2を加えた数以上とすること。</p> <p>2 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 主要な経路となる園路に接続した出入口に最も近</p>
<p>水飲み場、ベンチ及び野外卓等</p>	<p>1 水飲み場は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のものとする。</p> <p>2 ベンチ及び野外卓は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のものとする。</p>				
<p>駐車場</p>	<p>1 車いす使用者用駐車施設は、全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)に2を加えた数以上とすること。</p> <p>2 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 主要な経路となる園路に接続した出入口に最も近</p>				

<p>い位置に設けること。</p> <p>(2) 幅は、3. 5メートル以上とすること。</p> <p>(3) 床面は、滑りにくく平坦な仕上げとすること。</p> <p>(4) 駐車位置後部には、車いすが通行可能な有効幅員</p> <p>1. 2メートル以上の安全路を設置すること。</p> <p>(5) 車いす使用者用駐車施設である旨を分かりやすい方法により標示すること。</p>	
<p>別表第四車いす使用者用駐車施設の箇⑤中及び箇⑥中「粗面とし、又は滑りにくい」や「滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる」及び箇⑧中「を縦断し、又は横断する排水溝等がある場合には、当該排水溝等にふたを設けてつえ及び車いすの車輪等が落ちない構造のものとする」や「には、排水溝等を設けない」及び箇⑨に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず設ける場合は、当該排水溝等にふたを設けてつえ及び車いすの車輪等が落ちない構造のものとする。</p> <p>別表第五 (第3条関係)</p> <p>公共交通機関の施設の整備基準に係る技術的細目</p>	<p>段を設ける場合は、3に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>2 通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、1. 4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を1. 2メートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、3に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げる。</p> <p>(5) 段を設ける場合は、当該段は次に定める構造とすること。</p> <p>ア 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいき等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>イ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造とすること。</p> <p>3 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p>
<p>移動円滑化された経路</p>	<p>移動円滑化された経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず</p>



	<p>(1) 幅は、1. 2メートル（段に併設する場合は、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>(2) 勾配は、12分の1（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。</p> <p>(3) 高さが75センチメートルを超えている場合は、高さ75センチメートル以内ごとに長さ1. 5メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(4) 両側に手すりを設けること。</p> <p>(5) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通ることができる材料で仕上げること。</p> <p>(6) 壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立ち上がりを設けること。</p> <p>(7) その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>4 エレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) かが及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) かがの間口（内法寸法による。）は1. 4メートル以上、奥行き（内法寸法による。）は1. 35メートル以上とすること。ただし、かがの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかがの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りではない。</p> <p>(3) かが内には、戸の開閉状態を確認することができ、鏡を設置すること。ただし、前号ただし書に規定するエレベーターの場合は、この限りでない。</p> <p>(4) かが及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かが</p>		<p>外からかが内が視覚的に確認できる構造とすること。</p> <p>(5) かが内の左右画面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>(6) かが内の左右画面の側板に、次に掲げる装置を有する車いす使用者が操作しやすい専用の操作盤を設けること。</p> <p>ア かがが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに戸の開放時間を延長することができる機能を有する行先ボタン</p> <p>イ 呼びボタン付きのインターホン</p> <p>(7) かが内の専用の主たる操作盤又は背面板には、専用のかごの位置を表示する装置及びかがの停止する予定の階を表示する装置を設けること。</p> <p>(8) 乗降ロビーには、車いす使用者が操作しやすい専用の乗場ボタン（かがが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに戸の開閉時間を延長することができる機能を有するものをいう。）が設置されていること。</p> <p>(9) 次に掲げる表示を点字により行うこと。</p> <p>ア 一般用の乗場ボタン及び乗場階の表示</p> <p>イ かが内的一般用の主たる操作盤の各ボタンの表示</p> <p>(10) 乗降ロビーの幅及び奥行きはそれぞれ1. 5メートル以上とすること。</p> <p>(11) 次に掲げる視覚障害者用の案内装置を設けること。</p> <p>ア 乗降ロビーの利用者に音声により昇降の方向を通報する装置。ただし、かが内にかが及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合</p>
--	---	--	---

<p>は、この限りでない。</p> <p>イ かご内の利用者に音声により到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を通報する装置</p> <p>(12) かごの出入口には、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。</p> <p>(13) かご内の一般用の操作盤には、停電等の非常の場合に外部の対応状況を聴覚障害者が認識することができる表示装置を設けること。</p> <p>5 エスカレーターは、次に定める構造とすること。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、(7)及び(8)の構造であるものは1のみが適合していれば足りるものとする。</p> <p>(1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。</p> <p>(2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。</p> <p>(4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きい等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>(5) くし板と端部と踏み段の色の明度の差が大きい等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>(6) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>(7) 幅は、80センチメートル以上であること。</p>		<p>(8) 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができ構造であり、かつ、車止めが設けられていること。</p>
	<p>通路等</p>	<p>1 通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げる。</p> <p>(2) 段を設ける場合は、当該段は次に定める構造とすること。</p> <p>ア 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>イ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造とすること。</p> <p>2 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 両側に手すりを設けること。</p> <p>(2) 床の表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げる。</p> <p>(3) 壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立ち上がりを設けること。</p> <p>3 階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 手すりを両側に設けること。</p> <p>(2) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>(3) 回り階段としないこと。</p> <p>(4) 踏面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p>

	<p>(6) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造とすること。</p> <p>(7) 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>4 視覚障害者用誘導ブロッックは、次に定める場所に設置すること。</p> <p>(1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であつて公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロッックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であつて、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>(2) 前号の規定により視覚障害者誘導用ブロッックが敷設された通路等と移動円滑化された経路の項4のエレベーターの(9)乗降ロビーに設ける操作盤、案内設備の項(4)の点字による案内板その他の設備、便所の出入口及びその他の旅客用設備の項の乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロッックを敷設すること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 階段、傾斜路及びエレベーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロッック等を敷設すること。</p>		<p>備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 昇降機、便所又は乗車券等販売所（以下「移動円滑化のための主要な設備」という。）の付近には、移動円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅にあつては、当該出入口又は改札口。次号において同じ。）の付近には、移動円滑化のための主要な設備（第3条第1項第5号ア(2)前段の規定によりエレベーターを設けない場合にあつては、当該前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>
案内設備等	案内設備等は、次に定める構造とすること。	便所	<p>1 便所を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>(2) 床の表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。</p> <p>(3) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小</p>

	<p>便器その他これに類する小便器とし、手すりを設けること。</p> <p>(4) 移動円滑化された経路と便所との間の1以上の通路は、移動円滑化された経路の項2の通路に定める構造とすること。</p> <p>(5) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(6) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、(7)に定める傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 出入口に高低差のある場合は、次に掲げる構造の傾斜路を設けること。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1(高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1)以下とすること。</p> <p>ウ 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。</p> <p>(8) 出入口には、車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房又は設備が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>(9) 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、車いす使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(10) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(11) 1以上の洗面器又は手洗い器には、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。</p> <p>(12) 便所に2以上(車いす使用者用便房に設けるものを除く。)の大便器を設ける場合は、1以上は、洋</p>		<p>風便器とすること。</p> <p>(13) 1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)乳幼児いす等を設けた便房を設ける他、乳幼児ベッド等を便所内(便所以外の場所に設ける場合を除く。)に設けること。</p> <p>(14) 1日平均乗降客が5,000人以上の旅客施設の便所には、オストメイトのための洗浄設備等のある便房を1以上設けること。</p> <p>2 次に掲げる構造及び設備を有する便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を便所の項の1の便所に1以上設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者が利用可能な広さを有すること。</p> <p>(2) 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 出入口を引き戸(構造上引き戸とすることができない場合には、外開き戸)等の車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(4) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(5) 洋風便器を設けること。</p> <p>(6) 手すりを設けること。</p> <p>(7) 高齢者、障害者等の円滑な利用にたくつべら式、光感知式等による大便器洗浄装置等の水洗器具を設けること。</p> <p>(8) 出入口には、当該便房が車いす使用者その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>1以上の改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p>
改札口			

	<p>乗降場</p>		
	<p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 鉄道駅の乗降場（以下「プラットホーム」という。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きくなるときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</p> <p>イ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らにすること。</p> <p>ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備えること。</p> <p>エ 排水のための横断勾配は、100分の1を標準とすること。ただし、ホームドア又は可動式ホームさくを設けたプラットホームにあつては、この限りでない。</p> <p>オ 床の表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げる。こと。</p> <p>カ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>キ プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし</p>		<p>し、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>ク 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、ホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられたプラットホーム又は電気設備がない場合その他技術上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ケ 列車に車いす使用者が利用することができる部分を設ける場合は、当該部分に通ずる旅客用乗降口の位置をプラットホーム上に表示すること。ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) バスターミナルの乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げる。こと。</p> <p>イ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「自動車用場所」という。）に接する部分には、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>ウ 当該乗降場に接して停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>1 乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合は、それぞれ1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 移動円滑化された経路と乗車券等販売所、待合所</p>
		<p>その他の旅客用設備</p>	

及び案内所の間との1以上の通路は、移動円滑化された経路の項2に規定する構造とすること。

(2) 出入口を設ける場合においては、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、当該戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

3 障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

第一号様式その一を次のように改める。

第1号様式(第5条関係)  
その1 建築物の場合

平成 年 月 日

年 定 施 設 置 ( 変 更 ) 届 出

届 出 者 住 所 〒 氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例(平成7年3月奈良県条例第30号)第14条の規定により、次のとおり特定施設の設置(変更)内容を届け出ます。

建築物の所在地			床面積の合計(敷地全体)	㎡
主 要 用 途	新築・増築・改築・用途変更	同一敷地内の他の建築物の数	戸(室)	
工 事 種 別	新築・増築・改築・用途変更	同一敷地内の他の建築物の数	戸(室)	
建 築 物 の 数	届出に係る建築物の数	共同住宅の戸数又は寄宿舎の室数	戸(室)	
工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日	
工 事 種 別	新築・増築・改築・用途変更	階 数	地上( )階 地下( )階	計
建築物別概要	用途( )	用途( )	用途( )	用途( )
1	用途( )	用途( )	用途( )	用途( )
合計	㎡	㎡	㎡	㎡

設計事務所名	氏 名	事務所所在地	〒	担当者名	(電話番号)
代 理 者	氏 名	事務所所在地	〒	担当者名	(電話番号)
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄				

注 1 特定施設整備項目圖書(建築物)、付近見取図、配置図及び各階平面図を添付してください。  
2 ※印のある欄は記入しないでください。  
3 建築物別概要欄は、建築物(棟単位)ごとに記入してください。届出に係る建築物が2以上ある場合は、2棟目以降については第1号様式の2を使用してください。

第一号様式その二の「住所」及び「住所」

(電話番号)

事務所の所在地

〒

事務所の所在地

(電話番号)

に、

と

に定める。

※処理欄

※受理欄

※処理欄

第一号様式その二の次に次の様式を加える。

第1号様式 (第5条関係)

その3 公共交通機関の施設の場合

特定施設設置(変更)届

奈良県知事 殿

年 月 日

届出者 住所 〒

氏 名

電話番号

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例(平成7年3月奈良県条例第30号)第14条の規定により、次のとおり特定施設の設置(変更)内容を届け出ます。

施設 の 所 在 地				
旅 客 施 設 名				
工 事 種 別	新設・大規模な改良・変更	床面積の合計(敷地全体)	㎡	
工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日	
設計事務所名	(担当者名)			
氏 名	(電話番号)			
事務所の所在地	〒			
代 理 者 氏 名	(担当者名)			
事務所の所在地	〒 (電話番号)			
※ 受 付 欄			※ 処 理 欄	

注 1 特定施設整備項目調書(公共交通機関の施設)、付近見取図、配置図及び各階平面図を添付してください。  
2 ※印のある欄は、記入しないでください。





第二号様式その一及び同様式その二を次のように改める。

第2号様式(第5条関係) その1

特定施設整備項目調査書(建築物)

建築物の所在地	建築物の用途
---------	--------

チェック項目欄は「」内の事項について資料または現場にて確認して「当」「否」は任意で、「無」は適用していない場合に特筆を引いて適用を妨げる場合は特筆欄についてどちらかを付記してください。適用欄が「否」であり、ただし書きを適用する場合はただし書きの適用欄にその内容を記載するか、別紙を添付してください。

チェック項目		適用	適用	ただし書きの適用
(1) 遊歩道における主たる出入口から遊歩道(図例)である場合【当】「否」は任意で【無】に至る道路のうち、1以上の道路の構造				
①	出入口より、遊歩道に至る道路は、幅1.2m以上としているか【 m】	適用	否	
②	遊歩道の表面は、滑りにくくかつ車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げられているか	適用	否	
② (1)の①の道路の高底差がある場合【有】「無」の設置 【有】の組合せ①→②の傾斜勾配は③の車いす使用者用特殊構造昇降機の有無を記入 【傾斜路】「特殊構造昇降機」				
①	傾斜は、1.2m以上(段を併設する場合【当】「否」90cm以上)としているか【 cm】	適用	否	
②	勾配は、1/12以下(高底差が10cm未満【当】「否」1/8以下)【1/】としているか	適用	否	
③	傾斜路の壁のさいの目の壁石(5cm)の設置	適用	否	
④	手すり(設置【有】「無」(傾斜路の勾配が1/20を超えるもの【否】に限る。)) 橋脚、老人福祉施設等か【当】「否」	適用	否	
建築物 傾斜路の高底差が5cmを超えているか【当】「否」 幅が75cm以内で長さ1.5m以上の傾斜の設置				
④	表面は、滑りにくくかつ車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げられているか	適用	否	
⑤	傾斜路とその他の部分との境界の措置をしているか	適用	否	
⑥	傾斜路(勾配が1/20を超えるもの【当】「否」に限る。)の上端及び下端の部分に 段状フロッグ等を設置しているか 段状フロッグ等は周囲の床材と識別しやすいものか (共同住宅及び寄宿舎の場合等【当】(用途等)【否】を除く。)	適用	否	
⑦	車いす使用者用特殊構造昇降機を設置しているか	適用	否	
昇降機 (1)の出入口に至る遊歩道に段状フロッグ等の施設又は誘導用音響装置を設置しているか (共同住宅及び寄宿舎の場合等【当】(用途等)【否】を除く。)				
③	(1)の出入口に至る遊歩道に段状フロッグ等の施設又は誘導用音響装置を設置しているか (共同住宅及び寄宿舎の場合等【当】(用途等)【否】を除く。)	適用	否	
(1)の出入口に至る遊歩道を車いす使用者が円滑に通行できる場合【有】「無」				
④	車いす使用者用特殊構造昇降機を設置しているか 共同住宅及び寄宿舎の場合等【当】(用途等)【否】を除く。)	適用	否	
⑤	(1)又は(2)の通路等を横断又は横断する排水溝等がある場合【有】「無」 排水溝等につき及び車いすの車輪が落ちない構造としているか	適用	否	
(6) 遊歩道における1以上の主たる出入口の構造				
①	主たる出入口の幅は、90cm(床面積200㎡以下のもの【当】「否」は80cm)以上としているか【 cm】	適用	否	
②	主たる出入口の戸は、障子、障子等が円滑に開閉して通過できる構造 【自動扉】「スライド式扉」その他【】とし、その前後に高底差を設けていないか	適用	否	
③	主たる出入口に車いす使用者が通過する際に支障となる段は無いのか	適用	否	
④	戸の前面が透明な場合【当】「否」にあっては、衝突を防止するための措置を講じているか。	適用	否	
(6)の主たる出入口から案内等に到達できるように、段状フロッグ等の施設又は誘導用音響装置を設置しているか【段状フロッグ等】「誘導用音響装置」 段状フロッグ等は周囲の床材と識別しやすいものか 【共同住宅及び寄宿舎の場合等【当】(用途等)【否】を除く。)				

1 建築物の出入口それぞれに至る遊歩道





8 附属する駐車場 【有 無】	(1) 自動車の駐車用に供する部分（不特定かつ多数の者の用に供する部分を含むものに限り、機械式のものを除く。）を設ける場合の車いす使用者用駐車施設の構造			
	① 建築物の出入口に最も近い位置に設置しているか	適	否	
	② 車いす使用者が利用できる駐車スペース幅3.5m以上を1以上設置しているか	適	否	
	③ 床面又は地面を水圧しているか	適	否	
	④ 駐車台数が20台以上の場合【当】  否【台】 、車いす使用者用標示をしているか	適	否	
	② 車いす使用者用駐車施設から建築物の出入口へ至る道路の構造（車路を含む。）			
	① 幅は、1.2m以上としているか【 m】	適	否	
	② 表面は、滑りにくかつ車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げられているか	適	否	
	③ 2)の道路に高低差がある場合の措置【有（ m）  無】 (種の適合～⑥の斜路設置)			
	① 幅は、1.2m以上（段を併設する場合【当】  否【90cm以上】とされているか【 m】）	適	否	
② 勾配は、1/12以下（高低差が10cm未満【当】  否【1/8以下】とされているか【1/7】）	適	否		
③ 斜路の壁のない側に縁石(5cm)を設置しているか	適	否		
④ 植栽等（勾配が1/20を超えるもの【当】  否【に限る。】の高低差が75cmを超えている場合【当】  否【、手すりを設置しているか	適	否		
⑤ 斜路の高低差が75cmを超えている場合【当】  否【、高さ75cm以内ごとに長さ1.5m以上の横溝を設置しているか	適	否		
⑥ 表面は、滑りにくかつ車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げられているか	適	否		
④ 又は⑤の道路等を横断又は横断する排水溝等がある場合【有】  無【、排水溝等につなぐための溝が設けられているか	適	否		
⑤ ②)に掲げる出入口の構造				
① 幅は、80cm以上としているか【 m】	適	否		
② 戸を閉める場合、戸は、車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造【自動開閉】「スライド式扉」その他（「と」し、その前後に高低差を設けていないか	適	否		
③ 車いす使用者が通過する際に支障となる段は無いか	適	否		
案内標示又は案内設備の設置				
案内標示は、構内案内が分かりやすい文字又は図象並びに視やすい色調及び明瞭と	適	否		
主として車いす使用者が利用する案内標示又は案内設備は、車いす使用者が容易に読み取り又は利用できる位置又は方向に設置されているか	適	否		
主として指導員等が利用する案内標示又は案内設備は、必要に応じて点字案内標示を設けているか	適	否		
視覚障害者が容易に到達できるようにしているか	適	否		
① 出入口の構造				
① 出入口の幅は、80cm以上としているか【 m】	適	否		
出入口の戸は、開閉者、高輪者等が円滑に開閉して通過できる構造【自動開閉】「スライド式扉」その他（「と」し、その前後に高低差を設けていないか	適	否		
② 出入口に車いす使用者が通過する際に支障となる段は無いか	適	否		
③ 洗滌機又は洗し台を設置しているか	適	否		
④ 投票機は、壁又は固定式のついで等に、より外部から開通しのできないものとして	適	否		
④ いるか				

11 ホテル・旅館等の客室 【有 無】	ホテル又は旅館（客室の数が10室以下【客室数】）【当】  否【】のものを除く。）の客室の構造			
	① 客室内は車いす使用者の移動に支障となる段を設けていないか	適	否	
	② 客室内に設ける便所の構造			
	ア 車いす使用者が利用可能な広さとしているか【 m X m】	適	否	
	イ 出入口の幅は、80cm以上としているか【 m】	適	否	
	ウ 出入口は、引き戸（構造上やむを得ない場合【当】  否【は外開き戸】と）し、その前後に高低差を設けていないか	適	否	
	エ 出入口は、車いす使用者が通過する際に支障となる段は無いか	適	否	
	オ 洋風便器を設置しているか	適	否	
	カ 洋風便器の取付に手すりを設置しているか	適	否	
	キ かつら式、光感知等による大便器洗浄装置を設置しているか【装置の種類：】	適	否	
ク 床はゆでんとしていないか	適	否		
③ 客室内に設ける浴室の構造				
ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に設置しているか	適	否		
イ 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保しているか	適	否		
ウ 出入口の幅は、80cm以上としているか	適	否		
エ 戸を閉める場合【当】  否【】は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造【自動開閉】「スライド式扉」その他（「と」し、その前後に高低差を設けていないか	適	否		
④ 点検機能及び音声誘導機能を備えた非常警報設備を設置しているか	適	否		
⑤ 客室の入口側にドアステップを設ける場合【当】  否【】は、車いす使用者が利用でできるものとしているか	適	否		
ホテル若しくは旅館（客室数が1,000cm以下【床面積】）【当】  否【】のものを除く。）の客室の構造				
① 出入口の構造				
ア 出入口の幅は、80cm以上としているか【 m】	適	否		
出入口の戸は、開閉者、高輪者等が円滑に開閉して通過できる構造【自動開閉】「スライド式扉」その他（「と」し、その前後に高低差を設けていないか	適	否		
ウ 出入口に車いす使用者が通過する際に支障となる段は無いか	適	否		
② 車いす使用者が利用可能な広さとしているか【 m X m】	適	否		
③ 浴槽の縁の高さを40cmから45cmとしているか【 m】	適	否		
④ 浴槽及び洗い場に手すりを設置しているか	適	否		
⑤ シャワー用の洗面に手すりを設置しているか	適	否		
⑥ シャワー用の洗面に高さ40cmから45cmの腰掛け台を設置しているか	適	否		
12 浴室 シャワー室及び更衣室 【有 無】				
ホテル又は旅館（床面積が1,000cm以下【床面積】）【当】  否【】のものを除く。）の浴室（シャワー室）の構造				
点検機能及び音声誘導機能を備えたものを適切に設置しているか	適	否		

13  
遊樂設備  
【有 無】

第2号様式 (第5条関係)  
その2

特定施設整備項目調査書(路外駐車場)

1 路外駐車場設置者の氏名			
2 路外駐車場所在地			
チェック項目欄では「」内の事項について確認または記載してください。適用欄ではチェック項目の適用を受けない場合に斜線を引いてください。適用を受ける場合は斜線についてどちらかを付けてください。適用欄が否であり、ただし書きを適用する場合はただし書きの適用欄にその内容を記載するか、別紙を添付してください。			
チェック項目		適用	ただし書きの適用
(1)	自動車の駐車台数が20台以上となる場合 [当   否] 車いす使用者が乗車する自動車の専用とする車いす使用者用駐車施設を設けているか	適用	否
(2)	駐車場の出入口に備え近い位置に設置しているか	適用	否
(3)	車いす使用者用駐車施設の幅は、3.5m以上としているか [ m ]	適用	否
(4)	床面又は地面を水平としているか	適用	否
(5)	車いす使用者用である旨を標示しているか	適用	否
(6)	車いす使用者用駐車施設から駐車場の出入口へ至る通路の構造 (事項を含む。)		
	① 幅は、1.2m以上としているか [ m ]	適用	否
	② 表面は、滑りにくかつ車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げられているか	適用	否
(7)	⑥の通路の高低差の有無 [有   無] (有の場合①~⑤の傾斜路を記入)	適用	否
	① 幅は、1.2m以上 (段を併設する場合 [当   否] 90cm以上) としているか [ m ]	適用	否
	② 勾配は、1/12以下 (高低差が10cm未満 [当   否] 1/8以下) としているか [ ]	適用	否
	③ 傾斜路の幅のない箇所の縁石 (5cm) の設置	適用	否
	④ 手すりを設置しているか (傾斜路の幅さが7.5m以下の場合 [当   否] を除く。)	適用	否
	⑤ 傾斜路の幅さが7.5cmを超えている場合 [当   否] としているか (幅さが7.5cm以内で寸に長さ1.5m以上の縁道を設置しているか)	適用	否
	⑥ 表面は、滑りにくかつ車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げられているか	適用	否
(8)	⑥の通路又は⑦の傾斜路を縦断又は横断する排水溝等がある場合 [有   無] 排水溝等につき及び車いすの車輪等が落ちない構造としているか	適用	否
(9)	⑥の出入口の構造		
	① 幅は、80cm以上としているか [ m ]	適用	否
	② 「自動扉」または「戸」は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造を設けているか	適用	否
	③ 車いす使用者が通過する際に支障となる段は無いか	適用	否

第2号様式その2の次に次の一様式を加える。



4 便所 (兼)		欄	欄	欄	欄
(1) 便所 (兼)の区分があるとき (有「欄」はそれぞれ1以上の便所) の構造					
①	便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別 (男女別の区分がある場合に限る) 並びに便所の構造について視覚障害者向けの案内表示をしているか			通	否
②	床の表面は、滑りにくかつ車いす使用者が円滑に通行できる材質で仕上げられているか			通	否
③	男子利用可能便所に小便器を設ける場合 (当「否」) 1以上の小便器は、床面とし、手すりを設置しているか			通	否
④	移動円滑化された経路と便所の間の1以上の通路は、移動円滑化された経路における「通路」に定める構造としているか			通	否
⑤	出入口の幅は、80cm以上としているか ( )			通	否
⑥	出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段差はないか			通	否
⑦	出入口の高差差がある場合 (有「欄」) (有の欄番号からの順斜路を記入)			通	否
	幅は、90cm以上としているか ( )			通	否
	勾配は、1/12以下 (高差差が10m未満 (当「否」) 1/8以下) としているか ( )			通	否
	乗降は、滑りにくかつ車いす使用者が円滑に通行できる材質で仕上げられているか			通	否
	出入口には、車いす使用者等の円滑な利用に適した構造を有する便房又は設備を設けるか			通	否
	出入口を設ける場合 (当「否」) の戸の仕様			通	否
	出入口の幅は、80cm以上としているか ( )			通	否
	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造としているか			通	否
	⑩ 車いす使用者が利用可能な広さとしているか ( m x m )			通	否
	⑪ 1以上の洗面鏡又は手洗い器には、Lバー式、光感知式等による水栓を設置しているか			通	否
	⑫ 2以上 (車いす使用者用便房を除く) の大便器を設ける場合 (当「否」) 、1以上は洋風便器としているか			通	否
	⑬ 1以上 (男女別の区分があるとき (有「欄」はそれぞれ1以上) 乳幼児用等を除く) 大便器を設置するほか、乳幼児ペッド等を便所に設置しているか			通	否
	⑭ 1日平均乗客数が1000以上の旅客駅の便所 (当「否」) には、オストメイトのための特殊設備のある便房を1以上設置しているか			通	否
(1) の便所における1以上の便所の構造及び設備・車いす使用者用便房の設置					
①	車いす使用者が利用可能な広さとしているか ( m x m )			通	否
②	出入口の幅は、85cm以上としているか ( )			通	否
③	出入口は、引き戸 (構造上引き戸とすることができない場合 (当「否」) は外開き戸) としているか			通	否
④	車いす使用者が通過する際に支障となる段差はないか			通	否
⑤	洋風便器を設置しているか			通	否
⑥	手すりを設置しているか			通	否
⑦	くつぺら式、光感知等による大便器洗浄装置を設置しているか ( )			通	否
⑧	出入口は、車いす使用者等の円滑な利用に適した構造である便房を表示する構造を設けているか			通	否

5 改札口		欄	欄	欄	欄
1以上の改札口 (有「欄」) の構造					
①	幅は、80cm以上としているか ( )			通	否
②	車いす使用者が通過する際に支障となる段差はないか			通	否
(1) 鉄道駅の乗降場 (当「否」)					
	プラットホームの端端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面端との間隔は、できる限り0.7m以内か			通	否
	構造上の制約により0.7mの間隔が大きくなる場合 (当「否」) 、警告するための設備を設けているか			通	否
	プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとしているか			通	否
	プラットホームの端端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との間隔又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合 (当「否」) 、その乗降を円滑にするための設備を1以上設置しているか			通	否
	排水のための構造は、1/100を標準としているか			通	否
	床の表面は、滑りにくかつ車いす使用者が円滑に通行できる材質で仕上げられているか			通	否
	視覚障害者の視覚を妨げないための設備を設けているか			通	否
	プラットホームの端端以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けているか			通	否
	列車の接近文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けているか			通	否
	列車に車いす使用者が利用することができない部分を設ける場合 (当「否」) 、当該部分に設置する旅客用乗降口の位置をプラットホーム上に標示しているか			通	否
② バスターミナルの乗降場 (当「否」)					
	床の表面は、滑りにくかつ車いす使用者が円滑に通行できる材質で仕上げられているか			通	否
	乗降場の端端のうち、旅客車路その他の自動車の通行、停留又は駐車に供する場所と接する部分には、視覚障害者の進入防止のための設備を設けているか			通	否
	③ 停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造としているか			通	否
(1) 乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合 (有「欄」) 、それぞれ1以上の構造					
	① 待合所等 (乗降所、待合所及び案内所の間の1以上の通路は、移動円滑化された経路における「通路」に定める構造としているか			通	否
	② 出入口を設ける場合 (有「欄」) 、1以上の構造 (有の欄番号からの順斜路を記入)			通	否
	幅は、80cm以上としているか ( )			通	否
	戸を設置 (有「欄」) (有の欄番号からの順斜路を記入)			通	否
	出入口の幅は、80cm以上としているか ( )			通	否
	乗降者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造としているか			通	否
	車いす使用者が通過する際に支障となる段差はないか			通	否
	かつたてを設ける場合 (有「欄」) 、1以上は車いす使用者の利用に適した構造を設けているか			通	否
	乗車券等販売所に円滑な乗降を設ける場合 (有「欄」) 、1以上は乗降者、高齢者等の円滑な利用に適した構造としているか			通	否
	乗降者、高齢者等の円滑な乗降に供する設備を1以上設置しているか			通	否

<p>第三号様式申「奈良県知事殿」宛「住居」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">「住所」</td> <td style="width: 50%;">「住居」</td> </tr> <tr> <td>特定施設の主要用途及び階数</td> <td>主要用途（</td> </tr> <tr> <td>工事種別</td> <td>新築（新設）</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">「特定施設の主要用途」</td> <td style="width: 50%;">「工事種別」</td> </tr> <tr> <td>階数 地上（ ）階 地下（ ）階</td> <td>工事種別</td> </tr> <tr> <td>増築（増設） ・ 改築 ・ 用途変更</td> <td>建築物の数</td> </tr> </table> <p>「事務所の所在地」</p> <p>新設） ・ 増築（増設） ・ 改築 ・ 用途変更</p> <p>「事務所の所在地」</p> <p>係る建築物の数 棟 同一敷地内の他の建築物の数 棟</p> <p>所在地</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">「電話番号」</td> <td style="width: 50%;">「事務所の所在地」</td> </tr> <tr> <td>（電話番号）</td> <td>〒</td> </tr> </table> <p>「処理欄」</p> <p>※</p> <p>（電話番号）</p> <p>「処理欄」</p> <p>※</p>	「住所」	「住居」	特定施設の主要用途及び階数	主要用途（	工事種別	新築（新設）	「特定施設の主要用途」	「工事種別」	階数 地上（ ）階 地下（ ）階	工事種別	増築（増設） ・ 改築 ・ 用途変更	建築物の数	「電話番号」	「事務所の所在地」	（電話番号）	〒	<p>「受理欄」</p> <p>「欄」</p> <p>第四号様式を次のように改める。</p>
「住所」	「住居」																
特定施設の主要用途及び階数	主要用途（																
工事種別	新築（新設）																
「特定施設の主要用途」	「工事種別」																
階数 地上（ ）階 地下（ ）階	工事種別																
増築（増設） ・ 改築 ・ 用途変更	建築物の数																
「電話番号」	「事務所の所在地」																
（電話番号）	〒																



第4号様式(第7条関係)

適 合 証 交 付 請 求 書		年 月 日
敷		請求者 住 所 〒
		氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
		電話番号
<p>奈良県住みよい福祉のまちづくり条例(平成7年3月奈良県条例第30号)第19条第1項の規定により、次の施設について適合証の交付を請求します。</p>		
公共的施設の所在地	地名地番	〒
	住居表示	
公共的施設の名称		
公共的施設の用途	主要用途 ( ) 具体的用途 ( )	
公共的施設の階数	地上 ( ) 階 地下 ( ) 階	
特定施設設置(変更)届受理番号		(届出を行っている場合)
代 理 者	事 務 所 名	(担当者名)
	氏 名	(電話番号)
	事務所の所在地	〒
建築基準法第7条第3項に基づく検査済証交付年月日・番号		
公表について承諾の可否	可	否
※受 付 欄	※処 理 欄	

注 1 公共的施設が条例第14条の規定による届出を行っている場合は、当該届出書副本及び工事完了届出書副本各一式の写しを添付してください。路外駐車場の場合は駐車場法第12条の規定による届出受理書の写しを添付してください。ただし、公共的施設が過去5年以内に条例第16条の規定による工事完了届出書の提出がなされているものである場合は、条例第14条の規定による届出書副本及び当該工事完了届出書の副本各一式の写しの添付は必要ありません。場合は、付近見取図、配置図、各階平面図及び特定施設整備補項目副書も添付してください。路外駐車場の場合は、駐車場法第12条の規定による届出受理書の写しを添付してください。

2 公共的施設が条例第14条の規定による届出を要しないものは、路外駐車場の場合は、駐車場法第12条の注1又は注2に添付する配置図又は平面図には、適合証の標示予定位置を朱書きしてください。

3 公表は、原則として公共的施設の所在地、公共的施設の用途及び公共的施設の階数並びに当該施設において福祉整備がされた項目についてインターネット及び刊行物等で行います。

4 階数並びに当該施設において福祉整備がされた項目について記入してください。

5 捺印のある欄は、記入しないでください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の規定により提出されている届出書等は、改正後の奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八  
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。